

鳴門教育大学私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員
及び教員研修センター研修員規程

平成16年 4月 1日

規程第 57 号

改正 平成18年10月1日規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は，私立学校，専修学校，公立高等専門学校，公立大学等の教職員を私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員及び教員研修センター研修員（以下「研修員」という。）として，鳴門教育大学（以下「本学」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

(派遣申出)

第2条 研修員の派遣の申出は，私学研修員にあつては派遣元の大学長又は学校長，専修学校研修員にあつては専修学校教育振興会理事長，公立高等専門学校研修員にあつては派遣元の学校長，公立大学研修員にあつては派遣元の大学長，教員研修センター研修員にあつては独立行政法人教員研修センター理事長（以下「派遣者」という。）が行うものとする。

2 派遣者は，前項の申出に際して，研修員派遣申請書（別記様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(受入承認)

第3条 学長は，前条第2項の申請があつたときは，本学の教育研究に支障のない場合に限り，教育研究評議会の議を経て研修員の受入を承認する。

(研究方法)

第4条 研修員は，本学指導教員の指導のもとに本学の施設，設備等を利用して研究に従事するものとする。

(研究期間)

第5条 研修員の研究期間は1年とし，その期間は4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし，特別の事情のある場合には，その期間内において，研究期間を6か月又は3か月とすることができる。

(研究料の額及び徴収方法)

第6条 研修員の研究料の額は，別に定める額とする。

2 研究料は，3か月ごとに3か月分に相当する額をその当初の月に納付しなければならない。
ただし，派遣者の申し出又は承諾があつた場合は，6箇月ごとに6箇月に相当する額を，又は当該年度に徴収する研究料の額を一括してその当初の月に徴収することができるものとする。

3 既納の研究料は返還しない。

(研究証明書の交付)

第7条 学長は，研修員がその研究期間を終了し，研究証明書の交付を願い出たときは，研究証明書（別記様式第2号）を交付する。

(損害賠償)

第8条 研修員は，故意又は重大な過失により，本学の施設，設備等を汚損，損傷又は滅失さ

せたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(研究の中止)

第9条 研修員が研究を中止しようとするときは、派遣者の承認を得た上で、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(研究の取消し等)

第10条 学長は、研修員が疾病その他の理由により研究を継続することが不適当と認められるとき、又は所定の期日までに研究料を納付しないときは、教育研究評議会の議を経て研修員の受入れの承認を取り消し、又は研究の中止を命ずることができる。

(規則等の遵守)

第11条 研修員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

年 月 日 鳴門教育大学長 殿 (派遣者) 印 研 修 員 派 遣 申 請 書 私 学 研 修 員 専 修 学 校 研 修 員 このたび貴学に 公立高等専門学校研修員 として、次のとおり研修させたいので、 公 立 大 学 研 修 員 教員研修センター研修員 承認願います。	
ふ り が な 氏 名	年 月 日生（男・女）
現 住 所	
所 属 学 校 名	
職 名	
略 歴	
研 究 題 目 （ 実 験 等 の 区 分 ）	（実験・非実験）
指 導 教 員	
研 究 期 間	年 月 日から（ か月） 年 月 日まで
備 考	

- （注） 1 略歴欄は、大学卒業以降について記入すること。
 2 性別、実験等の区分は該当のものを○印で囲むこと。

別記様式第2号（第7条関係）

第 号

研 究 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、本学において下記のとおり研究したことを証明する。

年 月 日

鳴門教育大学長

印

記

- 1 研修員の種別
- 2 研究題目
- 3 指導教員 職・氏名
- 4 研究期間